

令和6年度 昭和町の障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を定める。

2. 適用範囲

調達方針は、町の全ての機関における物品等の調達に適用する。

3. 対象となる施設等

調達方針の対象となる施設等は、法第2条第4項に規定する施設等とする。

4. 調達する物品等及び目標

施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進項目とし、調達目標は令和6年度の予算の範囲内において令和5年度実績以上額とする。

5. 調達の推進方法

- （1）調達方針の担当課は福祉介護課とし、施設等が提供可能な物品等について情報を適用機関に提供する。
- （2）適用機関は、提供された情報をもとに施設等への発注に努める。
- （3）施設等への発注にあたっては、可能な限り計画的に行い、施設等の供給能力に合わせ納期等の設定に配慮するよう努める。
- （4）施設等に斡旋又は仲介する等の業務を行う共同受注窓口を活用した調達は施設等からの調達に準じて取り扱う。

6. 調達における留意事項

- （1）施設等からの物品等の調達に当たっては、町内施設等を優先し、予算の適正な執行に配慮しつつ国や本町における他の施策との調和を図る。
- （2）物品等の予定価格については、取引の実例価格等を考慮して設定する。

7. 調達方針及び調達実績の公表

調達実績は、会計年度が終了次第、福祉介護課が各機関に照会のうえ集計し、速やかに公表する。